

旧大新児童館産業廃棄物収集運搬処分業務委託

仕 様 書

1 業務内容

旧大新児童館にて不要となった産業廃棄物の収集運搬及び処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に基づき、適正に処分する。

2 履行場所

旧大新児童館（盛岡市南青山町13番3号）

3 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和8年7月31日（金） まで

4 産業廃棄物の種類および数量

別添「廃棄物内訳書」のとおり。

5 契約書に添付すべき書面

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4による。

6 受注者が許可を必要とする事業範囲

4で示した産業廃棄物の収集運搬及び中間処理。

7 契約解除の場合の処理されていない産業廃棄物の取扱い

契約を解除した場合に、発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が完了していない場合は、次の措置を講じる。

(1) 受注者の義務違反により解除した場合

受注者は契約解除後も契約に基づく業務を遂行する責任は免れないことを承知し、残置する産業廃棄物の処分業務を自ら実行するか、発注者の承諾を得て許可を有する他の業者に自己の費用をもって行わせる。

(2) 発注者の義務違反により解除した場合

受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者に対して引き取りを要求する。なお、受注者が自ら運搬して引き渡す場合は、当該運搬費用は、発注者に請求できるものとする。

8 届出書類

届け出書類は、業務委託契約約定に規定するもののほか、次に掲げるものとする。なお、様式は、特に定めのない限りは任意とする。

- ・産業廃棄物収集運搬業許可書類の写し
- ・受託者が中間処分を実施する場合は、産業廃棄物処分業許可書類の写し
- ・廃棄物処理施設技術管理者届
- ・業務着手届（業務着手前の作業箇所を撮影した写真も添付するものとする）
- ・業務完了届（業務完了後の作業箇所を撮影した写真も添付するものとする）
- ・収集、運搬業務にあつては、マニフェストB2票（又は運搬区間に応じてB4、B6票の写し）
- ・処分業務にあつては、マニフェストD票